役立つ情報と笑顔をお届け

2020年
5月1日　Vol. 84

発行元
札幌リブレ行政書士法務事務所

ーリブレのゆかいな仲間たちがお送りするー

3分で読める！リブレ速報 focus

今年度から　お役立ち法律トリビア

受動喫煙対策が義務化されますっ

～改正健康増進法のポイントについてっ～

【いつもあなたのコンシェルジュ】
011-213-0978
info@sapporo-libre.com

改正健康増進法とは??

2002年に健康増進法が出来て、駅や大きな施設などに喫煙室ができたりして、分煙が強化され、一定の効果を上げましたが、施設によってはまだまだ分煙の取り組みが出来ていないことが課題でした。そこで、いままでの健康増進法をより強化して、2020年4月から改正健康増進法が施行（ルールの開始）されます。ここでは主なポイントを紹介します!

危険な受動喫煙

本人は喫煙しなくても、副流煙や喫煙者が吐き出す煙によって、結果的にたばこの煙を吸わされてしまうことを受動喫煙といいます。副流煙とは、たばこから立ち昇る煙のことで、実は喫煙者が吸い込む煙（主流煙）よりも有害物質を多く含んでいます。

Point 1 屋内原則禁煙

望まない受動喫煙を無くす為に、
屋内での喫煙が原則禁止に!

ただし要件をクリアすれば喫煙室を設置することができます。

Point 2 学校や病院は施設内も禁煙

子供やご病気の人を守る為に、学校や病院では、屋内だけではなく敷地の中でも喫煙が原則禁止になります。

例えば・・・

ただし要件をクリアすれば屋外に喫煙室を設置することは出来ます。
（屋内に喫煙室を設置することはできません）

Point 3 標識の設置

喫煙場所を特定し、標識などを掲示して喫煙場所をわかりやすくする。

Point 4 ２０歳未満の禁煙強化

20歳未満の人は喫煙室への立入は禁止に!
お店の従業員の方や清掃目的であっても禁止で、違反すると、施設の管理者は国に怒られます、最悪、過料（罰金のようなもの）を支払うことになります。

Point 5 小さなお店への救済措置

喫煙所の設置にはお金が掛かりますし、喫煙をサービスの一貫にしている飲食店もあります、そこで小さな飲食店などは、今まで通り屋内でたばこを吸えますが、次の3つの要件を満たす必要があります。

1、今まで（2020.4.1時点で）営業している飲食店であること
2、資本金が5,000万円以下であること
3、客席の面積が100平方メートル以下であること

吉田（元喫煙者）からのコメント

タバコをやめてから他人のタバコの臭いに敏感になりましたが、電子タバコの臭いは気になりません。個人的には電子タバコはどこで吸っても良いような気もしますが、電子タバコも専用の喫煙室でないと吸えなくなるようです。パチンコ屋さんでもタバコは分煙になるとのこと。なんとなくかわいそうな気もしますが、これも時代なのかなあ、と平成時代に喫煙をしていた身としては、すこし寂しい気持ちもあったりなかったり。

フリーコーナー

守田の洞爺湖温泉旅行

（恵庭・千歳方面経由）

私、2月の頭にお休みを頂戴し、洞爺湖へ温泉旅行に行ってまいりました！
同行者がペット同伴のため、お宿は「湯本ホロホロ山荘」様にお邪魔してきました。
その道中でいくつか寄り道をしたスポットをご紹介いたします～

ポケふた @道の駅花ロードえにわ

「ポケふた」ってご存知ですか？(たぶん知らないと思って聞いてます…)
ポケットモンスターの絵が描かれているマンホールのことなんです！
各都道府県ごとにメインとなるイメージポケモンが決まっており、そのポケモンをイメージしたマンホールが各処に設置されているのです。

北海道のイメージポケモンはきつねポケモンの「ロコン」です。
(たぶんキタキツネをイメージしての起用だと守田は推察。)

守田は以前から全部巡りたい！と思っていたのですが、北海道の北は稚内、南は上ノ国町と幅広く点在しているため、なかなか機会を確保するのが難しいイメージです。

千歳に向かう道中の「道の駅花ロードえにわ」様に設置されていることを知ったので、せっかくならと思い撮影してきましたー！

どうですか!?可愛くないですか!?
もしご興味持たれてポケふた見に行ったよーという方いたら、感動を共有したいです!(笑)

氷濤まつり @支笏湖

毎年この時期になると開催されている、氷のオブジェや洞穴が楽しめるイベントです。
過去に一度行ったことがあるのですが、その時の記憶通りすごい寒さでした(笑)

氷の洞穴に入ると・・・
そこには氷のシャンデリアがあります！
(写真では凄さを伝えきれず申し訳ないです…)

氷でできた摩天楼を歩いて、そこからさらに氷の洞窟に繋がっていき、大人も子供も楽しめるイベントですので、ぜひ行ってみてください!

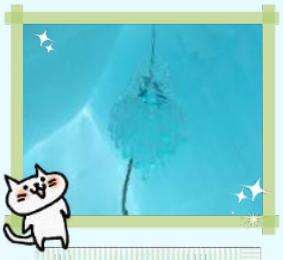

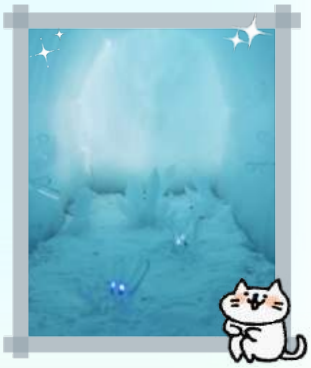

プロムナード @千歳市

昼食はペットと一緒にこちらのプロムナード様でいただいてきました！

こちらのお店はドッグランが併設されており、その日はゴールデンレトリーバー愛好家の集いがあったのか、5～6匹のゴールデンレトリーバーが店内にひしめき合っていました(笑)

う〇ち袋(これなんていうのが正解なのですかね？)や用便を流すための水等、ワンちゃんのマナーグッズが無料で使わせていただけたので、旅先で荷物を減らしたかった守田的にはすごくありがたいお店でした！

ワンちゃんのメニューもさることながら、我々人間の食事も美味しく、再訪したいと思えるお店です。

旅行に行った時期と今ではだいぶ社会情勢が変わってしまい、外出が難しい状況になってしまいましたね…
改めて外出ってどうしてどのようなときにするのかな？って考えるきっかけとなりました。

(自分の場合は飲み会に行くか、カラオケに行くかくらいが不要不急の外出だったので、そんなに苦にはならなさそうです。)

【事務所データ】
札幌リブレ行政書士法務事務所　(代表・行政書士　安田大祐)
住所：〒060-0032　北海道札幌市中央区北２条東３丁目２番２号マルタビル札幌9Ｆ
電話：011-213-0978　／メール：info@sapporo-libre.com　／HP：http://www.sapporo-libre.com

【取扱業務】

札幌リブレ　検索

①介護・福祉事業所の経営サポート！(就労継続支援A型/B型、児童発達支援・放課後等デイサービス、訪問介護、通所介護など)
　□開業支援（法人設立・行政への指定申請・融資支援・助成金）
　□開業後の顧問サービス（相談顧問/指定基準メンテナンス/レセプト請求代行/労務顧問・給与計算）
②起業支援/企業支援（法人設立・許認可申請・融資支援・補助金・助成金）